

和泉市立光明台南小学校PTA規約

第1章 名称・事務所

第1条 この会を和泉市立光明台南小学校PTAと呼ぶ。

第2条 この会の事務所を同小学校内に置く。

第2章 目的

第3条 この会は、保護者と教員が協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかるとともに、会員相互の教養を高めることを目的とする。

第3章 事業

第4条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- イ) 児童の幸福な成長をはかるための施策
- ロ) 会員相互の教養を高めるとともに、交流・融和に寄与する施策
- ハ) 学校と家庭との連携・協調をはかるための施策
- ニ) その他、会の目的を達成するための施策

第4章 会員の資格

第5条 光明台南小学校に在籍する児童の保護者、並びに同校に勤務する教員は、この会の会員となる。会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第5章 総会

第6条 総会は、全会員をもって構成される最高の議決機関であって、定期総会・臨時総会・文書総会をもって総会とする。

第7条 定期総会は、原則として年1回4月に開催され、会員の三分の一以上（委任状を含む）の出席により成立し、委任状を除く出席者の過半数の賛成で議案を議決します。

第8条 臨時総会は、会員の20分の1以上から開催要求があった場合、または実行委員会が必要と認めた場合は臨時総会を開催し、成立と議決に関しては定期総会と同様とします。

第9条 文書総会は、議案が前年度の3月12日までに文書で全会員に提案され、かつ会員の20分の1以上による開催請求がない場合は、総会を開催せず、前年度末をもって総会で承認されたものとみなす。

第6章 委員総会

第10条 委員総会は、役員・委員長及び学年委員をもって構成し、必要あるとき、または、構成員の三分の一以上の要求があった時に開催する。

第11条 委員総会は、実行委員会において議決された事項のうち、運営上必要なものに限り協議し、議決する。

第12条 委員総会は、構成員の過半数（委任状を含む）の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。

第7章 実行委員会及び特別委員会

第13条 実行委員会は、本部役員・各委員会の委員長及び校長・教頭をもって構成する。

第14条 実行委員会の任務は、次の通りとする。

- イ) 規約並びに総会の決議に従った本会の事業の企画・実行
- ロ) 総会に報告する議案及び事業報告書の作成
- ハ) 各委員会によって企画された事業の審議・検討並びに調整
- ニ) 第17条による特別委員会の設置

第15条 実行委員会は、毎月1回を基準に開催する。また、会長が必要と認めた時、構成員の三分の一以上の要求があった時に開催することができる。

第16条 実行委員会は、構成員の過半数（委任状を含む）の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。

第17条 特定の目的を遂行するために、実行委員会は、特別委員会を設置することができる。その構成員及び任務については、実行委員会にて決定する。

第8章 役員及び役員会

第18条 この会に次の役員を置く

- イ) 会長 1名
- ロ) 校長 1名
- ハ) 副会長 3名
- ニ) 書記 3名（内1名教員）
- ホ) 会計 3名（内1名教員）

但し、副会長、書記、会計の定数は基準とし、状況に応じ実行委員会で数名の定数調整ができるものとする。

第19条 役員の任期は1年とする。役員に欠員を生じ、補充の必要があるときは、実行委員会において選任する。但し、新たに選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。役員の再任については、1回に限り、これを妨げない。

第20条 役員会は随時開催し、本会の円滑な運営をはかるために、会全般の会務（事業・渉外・会計）について検討する。

第21条 役員の任務は、次の通りとする。

- イ) 会長は、会を代表し、会務を統轄し、総会・委員総会・実行委員会及び役員会を召集する。
- ロ) 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けた時は、その代理者となる。
- ハ) 書記は、各種集会を通知し、その議事及びその他本会全般の活動状況を記録・保管する。
- ニ) 会計は、会計事務を処理し、財産を管理する。

第9章 委員会

第22条 この会に次の委員会を置き、各委員会は、事業の企画・実行にあたる。

- イ) 広報委員会
- ロ) 生活指導委員会
- ハ) 保健体育委員会
- ニ) 文化委員会

第23条 委員会は、選出された学年委員並びに委員長と担当教員若干名をもって構成する。但し、役員の出席も可とする。

第24条 学年委員の役割は、次のとおりとする。

- イ) 保護者間の交流及び先生との連携をすすめる。
- ロ) 第22条のイ、ロ、ハ、ニの各委員会の事業活動を担当する。
- ハ) P T A事業活動を分担、協力する。

第10章 会計監査

第25条 この会の経理を監査するため、2名の会計監査を置く。会計監査は、会計監査を行い、その結果を総会に報告する。

第11章 会計

第26条 この会の経理は、会費・寄付金及びその他の収入によって支弁される。

第27条 この会の会計は、総会において議決された予算に基づいて行う。

第28条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第29条 この会の会計年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までとする。

第30条 この会の会員は、総会で決定された会費を納めなければならない。

第31条 徴収方法及び金額は、総会で決定する。また、特別の事情があると、会長、副会長が判断した場合は、会費を免除あるいは減額する。

第12章 その他

第32条 役員・会計監査委員・委員長並びに学年委員の選出については、「役員等選出規定」に定める。

【付則】

(1) この規約の改正については、総会の承認を得なければいけない。

(2) この規約は、平成15年4月28日から実施する。

(3) 和泉市立光明台南小学校P T A規約改正年月日

- | | |
|--------------|--------------|
| ・昭和57年 4月30日 | ・昭和61年 5月 9日 |
| ・平成 元年 1月21日 | ・平成 2年 3月 1日 |
| ・平成 3年 5月17日 | ・平成 5年 1月27日 |
| ・平成10年 5月16日 | ・平成15年 4月27日 |
| ・平成18年 4月22日 | ・平成23年 2月 8日 |
| ・平成25年 3月11日 | ・平成25年12月14日 |

役員等選出規定

第1章 役員・会計監査・委員長の選出

第1条 役員・会計監査・委員長に立候補する会員は、立候補届に所定事項を記入し定められた期日までに選挙管理委員会に届出るものとし、届出期間は選挙管理委員会で定めるものとする。

第2条 立候補がない場合には、選挙管理委員会を推薦委員会に切り換え、役員・会計監査・委員長の推薦活動をすすめる。

第3条 選挙管理委員会（推薦委員会）は、本部役員と各委員長及び教員2名で構成する。

第4条 選挙管理委員会（推薦委員会）は、年度内に本部役員・会計監査・委員長を選出し、会員に報告しなければならない。

第5条 役員・会計監査・委員長の立候補が定数内、または、立候補がなかった場合は紙上にて信任投票を行う。（臨時総会での信任も可とする）なお、信任は投票総数の過半数を必要とする。

第6条 役員・会計監査・委員長の立候補が定数以上の時は、会員の紙上投票により決定する。

第2章 学年委員の選出

第7条 年度当初までに、各学年から定数の学年委員を選出する。なお、その選出方法と定数については、実行委員会で決定する。

【付則】

(1) この規定の改正については、実行委員会の承認を得なければならない。

(2) この規定は、平成16年度の役員選出より実施する。

(3) 役員等選出規定の改正年月日

- | | |
|--------------|--------------|
| ・昭和57年 4月30日 | ・昭和61年 5月 9日 |
| ・平成 元年 1月21日 | ・平成 2年12月15日 |
| ・平成 3年 5月17日 | ・平成 5年 1月27日 |
| ・平成12年12月 2日 | ・平成15年 4月27日 |
| ・平成25年 3月11日 | ・平成25年12月14日 |